

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等
各サービス共通						地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地	
障害児通所給付費	児童発達支援			1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II					別紙1
						定員超過	1. なし 2. あり					別紙13
						職員欠如	1. なし 2. あり					
						児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり					
						開所時間減算	1. なし 2. あり					運営規程
						開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満					運営規程
						自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり					
						支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり					
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり					
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり					
						業務継続計画未策定	1. なし 2. あり					
						情報公表未報告	1. なし 2. あり					
						児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従業者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)					別紙15、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
						看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II					別紙31、別紙3、資格証(写)
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I					別紙2-1、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
						栄養士配置体制(※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士					別紙4、別紙3、資格証(写)
						食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II					別紙19、資格証(写)
						強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり					別紙33、別紙3、研修修了証(写)
						送迎体制	1. なし 2. あり					車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
						送迎体制(重度)	1. なし 2. あり					別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
						送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり					別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
						延長支援体制	1. なし 2. あり					別紙30、運営規程
						専門的支援加算体制	1. なし 2. あり					別紙21-1、別紙21-2、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
						中核機能強化加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III					別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
						中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり					別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
						視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり					別紙14、資格証(写)
						人工内耳装用児支援体制	1. なし 2. I 3. II					別紙20、資格証(写)
						入浴支援体制	1. なし 2. あり					別紙26、図面又は写真、安全計画
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V					
						福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)					
						指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当					
						共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当					
						共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III					別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
						共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり					別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
						地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当					
						経過措置対象区分	1. 非該当 2. 該当					

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模 (※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		必要書類等
						適用開始日	

- ※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。
- ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 栄養士配置加算（Ⅰ）については「3. 常勤栄養士または4. 常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算（Ⅱ）については「2. その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4. 常勤管理栄養士」を選択する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。
- ※6 「心理担当職員配置体制」欄の「3. Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。
- ※7 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。
- ※8 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
- ※9 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. Ⅴ」を設定しない。
- ※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. Ⅴ」の場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		特例による指定の有無	定員規模 (※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等
各サービス共通						地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地	
障害児通所給付費	旧医療型 児童発達支援			1. 医療型児童発達支援 センター 2. 指定発達支援医療機関		定員超過	1. なし 2. あり					別紙13
						開所時間減算	1. なし 2. あり					運営規程
						開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満					運営規程
						支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり					
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり					
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり					
						業務継続計画未策定	1. なし 2. あり					
						情報公表未報告	1. なし 2. あり					
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I					別紙2-1、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
						食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II					別紙19、資格証(写)
						送迎体制(重度)	1. なし 2. あり					別紙22、車検証、車両の写真、 安全装置の写真(3列シート以上)
						送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり					別紙22、車検証、車両の写真、 安全装置の写真(3列シート以上)
						入浴支援体制	1. なし 2. あり					別紙26、図面又は写真、安全計画
						保育職員加配	1. なし 3. I 4. II					別紙10、資格証(写)
						延長支援体制	1. なし 2. あり					別紙30、運営規程
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V					
						福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)					
						指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当					
						地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当					

- ※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。
- ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 栄養士配置加算(I)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算(II)については「2:その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。
- ※6 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。
- ※7 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。
- ※8 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
- ※9 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。
- ※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		特例による指定の有無	定員規模 (※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
各サービス共通						地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児通所給付費 放課後等デイサービス						定員超過	1. なし 2. あり						別紙13
						開所時間減算	1. なし 2. あり						運営規程
						開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
						職員欠如	1. なし 2. あり						
						児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
						自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						
						支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり						
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり						
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
						業務継続計画未策定	1. なし 2. あり						
						情報公表未報告	1. なし 2. あり						
						児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従業者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)						別紙15、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
						看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II						別紙31、別紙3、資格証(写)
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
						強度行動障害加算体制	1. なし 3. I 4. II						別紙33、別紙3、研修修了証(写)
						送迎体制(重度)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真 (3列シート以上)
						送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真 (3列シート以上)
						延長支援体制	1. なし 2. あり						別紙30、運営規程
						専門的支援加算体制	1. なし 2. あり						別紙21-1、別紙21-2、別紙3、 資格証(写)、実務経験証明書
						中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり						別紙24、登録通知書、資格証(写)、 実務経験証明書
						個別サポート体制(I)	1. なし 2. あり						別紙34、基礎研修修了証(写)
						視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり						別紙14、資格証(写)
						人工内耳装用児支援体制	1. なし 2. あり						別紙20、資格証(写)
						入浴支援体制	1. なし 2. あり						別紙26、図面又は写真、安全計画
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V						
						福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)						
						指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
						共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
						共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						別紙32、資格証(写)、 実務経験証明書
						共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり						別紙32、資格証(写)、 実務経験証明書
						地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模 (※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日	必要書類等
※3	栄養士配置加算(Ⅰ)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。 栄養士配置加算(Ⅱ)については「2:その他栄養士」を選択する。 栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。						
※4	「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。						
※5	「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。						
※6	「心理担当職員配置体制」欄の「3. Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。						
※7	「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。 地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。						
※8	以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援						
※9	「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。						
※10	「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。						

※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		特例による指定の有無	定員規模 （※1）	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
各サービス共通						地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
保育所等訪問支援						訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり						別紙27、資格証（写）、実務経験証明書
						児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
						自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり						
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
						業務継続計画未策定（※8）	1. なし 2. あり						
						情報公表未報告	1. なし 2. あり						
						多職種連携支援体制	1. なし 2. あり						別紙27、資格証（写）、実務経験証明書
						強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						別紙33、別紙3、研修修了証（写）
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象（※9）	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V						
						福祉・介護職員等処遇改善加算（V）区分（※10）	1. V（1） 2. V（2） 5. V（5） 7. V（7） 8. V（8） 10. V（10） 11. V（11） 13. V（13） 14. V（14）						
						指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当												

- ※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。
- ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 栄養士配置加算（Ⅰ）については「3. 常勤栄養士または4. 常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算（Ⅱ）については「2. その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4. 常勤管理栄養士」を選択する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「重度障害児入所棟（知的・自閉）」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。
- ※6 「心理担当職員配置体制」欄の「3. Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。
- ※7 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。
- ※8 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
- ※9 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。
- ※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算（V）区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		特例による指定の有無	定員規模 （※1）	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
各サービス共通						地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
居宅訪問型 児童発達支援						訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり						別紙27、資格証（写）、実務経験証明書
						児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
						支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり						
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり						
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
						業務継続計画未策定（※8）	1. なし 2. あり						
						情報公表未報告	1. なし 2. あり						
						多職種連携支援体制	1. なし 2. あり						別紙27、資格証（写）、実務経験証明書
						強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						別紙33、別紙3、研修修了証（写）
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象（※9）	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V						
						福祉・介護職員等処遇改善加算（V）区分（※10）	1. V（1） 2. V（2） 5. V（5） 7. V（7） 8. V（8） 10. V（10） 11. V（11） 13. V（13） 14. V（14）						
						指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
						地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

- ※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。
- ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 栄養士配置加算（Ⅰ）については「3. 常勤栄養士または4. 常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算（Ⅱ）については「2. その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4. 常勤管理栄養士」を選択する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「重度障害児入所棟（知的・自閉）」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。
- ※6 「心理担当職員配置体制」欄の「3. Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。
- ※7 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。
- ※8 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
- ※9 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。
- ※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算（V）区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。